

○吹田市立スポーツグラウンド条例

平成19年3月30日条例第14号

吹田市立スポーツグラウンド条例（昭和46年吹田市条例第24号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康の増進を図るとともに、スポーツに親しめるまちづくりに寄与することを目的として、スポーツグラウンドを設置する。

（名称及び位置）

第2条 スポーツグラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1） 吹田市立中の島スポーツグラウンド 吹田市中の島町6番1号
- （2） 吹田市立桃山台スポーツグラウンド 吹田市桃山台5丁目5番1号
- （3） 吹田市立高野台スポーツグラウンド 吹田市高野台5丁目1番6号
- （4） 吹田市立山田スポーツグラウンド 吹田市山田西2丁目17番1号
- （5） 吹田市立南正雀スポーツグラウンド 吹田市南正雀2丁目33番30号

（施設）

第3条 スポーツグラウンド（以下「グラウンド」という。）に次の施設を置く。

- （1） 中の島スポーツグラウンド 野球場、多目的グラウンド及びテニスコート
- （2） 桃山台スポーツグラウンド 野球場及びテニスコート
- （3） 高野台スポーツグラウンド 野球場
- （4） 山田スポーツグラウンド 野球場及びテニスコート
- （5） 南正雀スポーツグラウンド テニスコート

（使用の許可）

第4条 グラウンドの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（許可の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- （1） 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- （2） 管理上やむを得ない事情があるとき。
- （3） その他市長が不適当と認めるとき。

（許可の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第9条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にグラウンドの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) 使用の許可に関する業務

(2) 使用料の徴収に関する業務

(3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、グラウンドの管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者にグラウンドの管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、グラウンドの設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調

査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者にグラウンドの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第1項及び前2条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者候補者選定委員会）

第11条 前条第1項の規定により指定管理者にグラウンドの管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項及び第5項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の吹田市立スポーツグラウンド条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の吹

田市立スポーツグラウンド条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（以下省略）

附 則（省略）

附 則（平成30年 3 月30日条例第 8 号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 9 日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市立スポーツグラウンド条例別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第 7 条関係）

グラウンド使用料

施設の名称	金額
野球場	1 時間につき 1,100円
多目的グラウンド	1 時間につき 1,000円
テニスコート	1 時間につき 420円

備考

- 1 多目的グラウンドを個人で使用する場合は、無料とする。
- 2 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれも（団体にあっては、その所在地）が市外にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。
- 3 市長が定めるナイター設備の点灯時間帯においては、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。